

ヒアリング資料 知的障害児施設の実態

(財)日本知的障害者福祉協会発達支援部会児童施設分科会

日本知的障害者福祉協会発達支援部会児童施設分科会が実施した実態調査等における知的障害児施設の実態について資料として提出いたしますのでご参照下さい。

I 児童福祉法改正施行の実態

1. 支給決定の実態

平成 18 年 10 月 1 日児童福祉法改正施行に伴う支給決定は、児童施設分科会が 10 月 10 日、19 年 1 月 20 日、19 年 5 月 1 日に調査を実施した。その結果は第 1・2 表の通り施設所在の都道府県における措置・契約の決定は、著しい格差がみられた。

(18 年・19 年緊急調査・20 年支給決定の事例調査から：自閉症児施設 3 施設含む)

第 1 表 調査回答における支給決定等の状況及び推移

基準日	回答数	定員	在籍数	在籍率	過齢児率	措置数	措置率	18 未満措置率
18 年 10 月 1 日	224	10,336	8,552	82.7%	39.7%	2,316	27.1%	39.3%
19 年 5 月 1 日	183	8,095	6,704	82.8%	37.1%	2,200	32.8%	44.6%
20 年 1 月 1 日	180	7,966	6,789	85.2%	—	2,368	34.8%	—

※ 平成 18 年 12 月の「虐待等」の解釈事例が出た事もあり措置率は上がっているが、都道府県の措置率の格差が続いている。この背景には、「原則契約制度に移行」との説明がある。

※ 契約制度により児童相談所と施設・保護者の関係が弱くなったとの声が増えてきた。

第 2 表 都道府県における措置率(全員)の状況 (都道府県数)

基準日	措置率	～10%未	10～30%未	30～50%未	50～70%未	70%～
18 年 10 月 1 日		9	24	4	5	3
20 年 1 月 1 日		7	17	9	8	4

○ 支給決定に対する児相等との協議状況(19 年 1 月)

協議数	措置に変更	変更率	継続協議
830 人	475 人	57.2%	61 人

※ 10 月支給決定を見送った県があったが 19 年 2 月には全県で終了。

※ 契約のケースには、虐待・ネグレクト等社会的養護を要すると考えられるものが含まれている。

※ 自閉症児施設は、専門療育という性格から家庭養育の困難さに対し社会的養護としての認識が弱く、契約が主となっていることから再検討が必要ではないか。

2. 準備不足のまま施行を強行したことの混乱

(1) 18 年 9 月 29 日省令告示にみられるように移行の諸事務が遅延した。

⇒ 受給者証の交付が間に合わない県があったが、10 月 1 日に遡及適用して契約を求められた。

⇒ 一方、準備が間に合わなかったため支給決定の延期、措置・措置費で対応した県がある。

(2) 施設側の運営規程・契約書、利用者負担額の確定等に時間的余裕がない

(3) 契約が 10 月 1 日に完了しないなかで措置解除通知の送付等見切り発車的なスタート。

○ 準備状況

主体	説明会開催		契約書作成		重要事項作成		18年10月1日契約の状況				
	施設数	回数	未作成	済	未作成	済	未締結	契約済	契約人	受給証	仮証
施設数	149	261	40	134	42	132	58	102	2,193	770人	115人
%	85.1		22.8	76.5	24.0	75.4	33.1	58.2	49.3	35.1	5.2

3. 利用者負担による混乱

(1) 制度改正の都道府県での説明の不充分さ

⇒ 制度が変わったから必要な書類提出程度の説明に止まる

(2) 措置・契約制度における利用者負担の格差

⇒ 同一施設での援護における異なる負担方式は、法の下での平等を欠く

- ・ 契約は、定率1割、食費・光熱水費、日用品、医療費、学校教育経費
- ・ 措置は課税所得に応じた徴収金により事業費・医療費・学校教育費も公費負担

⇒ 負担増から家庭引取りがみられた。9月末退所164人、10月以降契約を理由に67人退所

4. 契約制度導入における施設運営の混乱

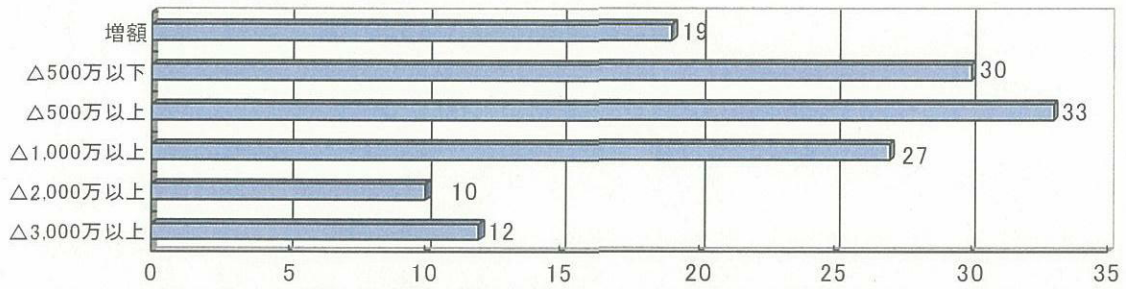
- 施設給付費の単価は、公立施設が1000分の965と示され、民間施設の民間施設給与改善費は3.5%程度の算定となり、それを超える分の減額や各種加算の打ち切りによる減収
- 地域区分の適用の問題
 - ⇒ 施設給付費は18年4月、介護給付費（短期入所・児童デイサービス等）は16年4月現在の地域区分の適用という矛盾
- 定員規模単価は、暫定定員から認可定員となり、入・退所に伴う欠員状態による減収
- 施設給付費の日額制による影響が大きい
 - ⇒ 外泊・入院等の減算による減額
- 利用者負担金の滞納・未収等の発生
- 措置費事業費より1万円程の利用者負担額の増とすることの問題
- 請求等支払い事務説明に不充分さ、請求事務等による支払の遅延に伴う資金繰りが悪化した
- 社会福祉法人軽減等の取り扱いが不明のままスタートした。
 - ⇒ 成人に準拠する程度の説明で障害児施設に関する事務連絡が遅れる
- 措置費についても月末翌月払いに変更、法改正時に18年度保護単価すら示されていない。
- 措置・契約の混在は、生活支援、保護者との対応等にさまざまな影響を招いている。
- 9月措置費収入と10月以降の総収入(事務・事業費含む)比較（減収率の状況）

調査有効回答161施設のうち80%が減収と回答

減収率	～5%	～10%	～15%	～20%	～30%	30%～
18年10月	42	27	19	25	12	5
18年12月	29	23	27	23	22	5

- 18年度決算段階(4月末)においても、会計処理についての都道府県からの通知がない現状である。
- 18年度決算による資金収支決算経常活動の収入の増減(17年度比)実態(有効回答数138施設)
 - ⇒ 激変緩和の時限措置の撤廃が必要

18年度収入の増減



- 経常活動に伴う収支の状況は、17年度に比して減額となったのは 112 施設(81.1%)、それに伴い支出を削減する 107 施設(77.5%)である。

これらの現状に対して当面の緊急措置を検討して頂きたい。

- ① 定率1割の負担対象を基本単価に限定し、各種加算は除く。
- ② 契約の場合は、特別児童扶養手当の支給対象とする。
- ③ 運営費は、従前の定員払いとして頂きたい
 - 施設給付費は、安定した施設運営のため経過措置として月額制を基本とする。
 - 入院時には職員の付き添いが必要とされること、外泊は家族再統合に向けてより積極的に実施する必要があること等の児童期の特性を考慮し、減算措置は講じない。
 - 単価の見直し等において人材確保・育成が可能な検討をする。
- ④ 激変緩和措置の90%保障を継続する。また、小規模施設における減収や入・退所の変動等により、施設運営が不安定を招いている事から、単価の見直し及び空床に対する一定の保障をする。
- ⑤ 施設措置費・施設給付費は、児童養護施設と同様の実態に即した対応を検討する。
 - 児童養護施設でのグループケアを導入し加算措置。
 - 児童養護施設での就学前の子どもに対する加算措置。